

財団法人さいたま市産業創造財団
平成23年度 事業計画
(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

平成23年度は、さいたま市の政策と連動しながら、地域経済活性化のための諸施策を積極的に展開してまいります。財団内の連携、地域内関連機関との連携をさらに強化し、創業者、経営者のサポートから従業員の福利厚生まで、幅広いサービスをワンストップで提供します。

○ 支援事業計画の概要

さいたま市の施策であるE-KIZUNAプロジェクトやテクニカルブランド企業認証事業、国際ビジネス展開支援事業等と連動し、優秀な企業やビジネスモデルの発掘・支援に努めます。また、支援のストーリー性（個々の事業間の連動や企業支援の目標の明確化等）を重視し、重点支援先に対しては複数の支援プログラムを組み合わせた総合的な支援を展開します。地域の課題解決につながるコミュニティビジネスや、将来の地域経済を牽引するようなベンチャー企業の育成にも引き続き注力してまいります。

○ 融資事業計画の概要

直近の地域経済動向調査結果によると、現況では、資金繰りはやや改善したものの、依然として厳しい状況が続く見通しであることから、市内中小企業者及び創業者の円滑な資金調達を支援するため、さいたま市が実施する制度融資（小口資金融資・中口資金融資・創業支援資金融資・セーフティネット資金融資・緊急特別資金融資）に伴う事業を受託し、融資相談・申込受付を引続き実施してまいります。

○ 勤労者福祉サービスセンターの概要

安定的な事業運営のためには、会員の拡大や収益事業の実施など経営基盤の確保が急務となっております。

最終的な目標である補助金に頼らない自立化に向けて、平成23年度は事業推進員の営業活動を支援する体制を整えると同時に各課との連携を強化し未加入事業所を入会につなげ、会員数6,000人を目指します。

平成23年度事業概要

1. 創業／新事業創出支援事業

(1) 創業者支援セミナー事業（寄附行為第4条第1項第2号）

① ベンチャー塾

創業者発掘の入り口となるセミナー。創業への啓蒙、創業段階の事業者の課題解決支援等を行う。テーマとしては、コミュニティビジネスの講座を取り入れていく予定。他の創業者支援事業とも連携して、創業者の発掘及び継続的な支援へと結びつける。

・セミナー 年2回開催（各回定員30名）

創業者支援6日、コミュニティビジネス講座2日程度

② 起業成功セミナー

創業者向け実務コース。実際に創業を目指している方が対象であり、事業計画の作成、販路開拓、ビジネスプランのプレゼンテーション等のカリキュラムを行う。本セミナーに参加後、案産館への入居、SNB申込みなど、当財団の事業へと誘導していく。

・毎週土曜日4～8日間コース 年2回開催（各回定員10名）

(2) 創業アドバイザー派遣事業（寄附行為第4条第1項第2号）

多くの経営課題を抱える創業予定者、及び創業後の事業者を対象に、様々な課題の解決を図るため、登録されている創業アドバイザー（登録専門家）を最大で2回まで無料で派遣する。

・創業アドバイザー（専門家）の派遣（年間30回程度）

(3) インキュベータ（案産館）運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）

創業準備コース（1室3名（社）×1室）、新事業コース（1室1名（社）×5室）の計8名（社）の収容規模を有するビジネスインキュベーション施設を運営。インキュベーションマネージャーが入居者に対して総合的な支援を行う。

① 創業準備コース

創業を志す方に、開業をより早く確実にを行うため共用オフィスを提供し、創業環境を整えるとともに、インキュベーションマネージャーによるソフト面及び専門家派遣制度などを活用した支援を実施する。

② 新事業コース

創業間もない創業者（基本的に法人設立後）に対し専用オフィスを提供し、まだ事業基盤の脆弱な事業のスタートアップ期における事業展開のスピードアップと事業の安定化、雇用促進を図る。

(4) さいたま市ニュービジネス大賞運営事業（寄附行為第4条第1項第2号）

さいたま市内での事業展開を考えている起業家を対象にしたビジネスプランコンテスト。優秀な新事業計画を発掘し、事業計画作成から事業実現に向けてのサポートを行う。表彰のみならず、受賞者のPRも行っていく。

- ・年1回開催

(5) さいたま市ニュービジネス大賞受賞者特別支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）

上記SNB大賞において、一定の審査を通過した優れたビジネスプランに対して行う支援事業。専門家派遣等により、販路開拓や事業発展のための課題解決を行い、事業成功の支援を行う。本事業を通じ、成功事例を創出していく。

(6) ベンチャー企業発掘・支援事業（寄附行為第4条第1項第2号）

有望なビジネスモデルを有するベンチャー企業を発掘し、先輩ベンチャー経営者や地域の支援機関と連携して、さいたまのリーディングカンパニーへと導いていく。数名程度の少数の塾生に対し、経験豊富な講師や専門家による講座を開催するとともに、先進企業の見学会や塾生同士の自主勉強会等により経営者自身のマネジメント力の向上を図り、よりスピーディーで確実な事業展開と業容の拡大を目指す。

- ・第1期生（平成22年度より継続）の後期プログラムを7月まで
- ・第2期生の前期プログラムを10月より（平成24年3月まで）

(7) 政策対応型（地域循環型）技術開発調査研究事業（寄附行為第4条第1項第5号）

さいたま市の産業振興ビジョン等の施策推進に有効な研究開発に着手するためのFS（フィージビリティスタディ）を実施する企業又は企業、大学等の共同研究体に対して市財団より事業を委託し、調査研究成果を広く上記施策の推進のために役立てていく。

2. 相談事業

(1) 窓口相談事業（寄附行為第4条第1項第1号・2号）

市内企業、創業予定者等に対し、財団窓口等で、中小企業診断士等の窓口相談員が、経営・創業相談に対応すると同時に、財団の各事業への誘導を図る。さいたま市の創業支援資金融資に関する事業計画作成支援等も行う。

平成23年度は、特に相談ニーズの多いホームページ関連と財団の重点テーマの一つであるものづくり企業支援のために、それぞれ非常勤の相談員を配置する。（週1回程度勤務。）

また、優秀な企業やビジネスプラン発掘、あるいは企業の課題解決のため、職員等が積極的に企業を訪問し、アドバイスを実施するとともに支援事業につなげていく。

(2) 専門家相談事業（寄附行為第4条第1項第1号・2号）

税理士、弁護士等の資格保有者による相談会の他、コミュニティビジネス・創業・ホームページなど特定テーマによる相談会等を実施する。会場は財団相談室のほか、市立中央図書館、埼玉県創業・ベンチャー支援センター等で実施する。

- ・年間20回程度

(3) 専門家派遣事業（寄附行為第4条第1項第1号・2号）

事業の拡大を図る企業等の支援を中心に、様々な経営課題に対し登録専門家を派遣する。今年度より、従来の専門家派遣に加え、事業の発展が期待できる重点支援先に対しては、複数の専門家による専門家派遣と他の支援メニューを組み合わせた複合的支援により、効果の確度をより高めるハイブリッド型支援（複合的支援）を強化していく。

3. イノベーション創出支援事業

(1) コラボさいたま運営事業（寄附行為第4条第1項第3号）

事務局の一員として、さいたま市、さいたま商工会議所とともにコラボさいたま商工見本市を開催する。また、その中で、市内中小企業者及び創業予定者の参考となるテーマ・講師を選定し、講演会を開催する。

- ・コラボさいたま商工見本市の開催（11月予定）

(2) 研修会事業（寄附行為第4条第1項第4号）

コミュニティビジネスサポートセンター等と連携し、コミュニティビジネスの事業者を主な対象とした経営研修会を開催する。

- ・研修会 1回開催

(3) 組織力強化&イノベーション創出事業（寄附行為第4条第1項第1号）

川下ユーザーとなる大企業の課題解決をできる提案型中小企業育成のためのR&D（Research & Development／研究開発）力強化や生産性向上をコーディネータによるハンズオン支援を中心に実施する。

(4) マーケティング強化支援事業（寄附行為第4条第1項第1号）

国内展開はもちろんのこと、海外展開を行うさいたま市内の中小企業に対して、展示会出展や特許調査等の費用を補助する。

4. 広報事業

(1) ホームページ運営事業（寄附行為第4条第1項第3号）

財団の各種支援メニューの紹介、事業の案内及び申し込み、財団支援企業のPR、その他経営・創業に役立つ情報を発信する。

(2) 情報誌発行事業（寄附行為第4条第1項第3号）

市内企業及び創業予定者に対し、財団の支援事業及び支援先企業の活用事例を周知し、財団利用の促進を図る。

- ・情報誌「Next Stage」の発行 8,000部発行（うち3,000部送付）×年2回

(3) 財団広報全般（寄附行為第4条第1項第3号）

財団の支援メニューや財団そのもののPRを実施する。

5. 産学連携推進事業

(1) 産学連携推進事業（寄附行為第4条第1項第5号）

さいたま市と埼玉県と共同で設置する「産学連携支援センター埼玉」にコーディネータを2名、職員を2名、計4名配置して下記の業務を推進する。

① 産学連携コーディネータの配置

産学連携を推進するため、経験豊かな企業OB等の産学コーディネータを配置し、産学官による共同研究体の形成、競争的資金の獲得支援、管理法人業務を通じた研究開発の推進などの活動を行う。

② 研究開発型企業の調査・発掘

研究開発型企業を訪問してニーズ調査を行い、企業のニーズに適した、大学等の研究機関をマッチングし共同研究等へ発展させていく。

③ 大学・研究機関シーズの調査・発掘

②における企業のニーズ調査に対応できる最新の技術シーズを企業に広く提供するため、大学等の研究機関の技術シーズを調査・発掘する。

④ さいたま市研究開発人材高度化支援事業の実施

大学の研究室と連携し、市内中小企業と大学、双方の研究開発人材の高度化を目指す共同研究を実施する。

(2) 戦略的基盤技術高度化支援事業（寄附行為第4条第1項第5号）

経済産業省の委託を受け、戦略的基盤技術高度化支援事業の事業管理機関として、平成21年度より「ナノフェライト粒子の量産製造技術の開発と応用展開」「PE摩耗ゼロを目指すTi-13Nb-13Zr (F1713) 製人工股関節骨頭コンポーネントの開発」、平成22年度より「超小型内視鏡部品製造のための知的ポスト処理システムによる高精度切削加工技術の開発」の研究開発に関わっているが、平成23年度も引き続き事業管理機関として推進していく。

6. E-KIZUNAプロジェクト関連支援事業

(1) 研究会事業（寄附行為第4条第1項第1号）

E-KIZUNA プロジェクト（さいたま市が行うEV（Electric Vehicle／電気自動車）普及拡大の課題解決のためのプロジェクト）に係る研究テーマについて、テクニカルブランド認証企業を中核にプロジェクトチーム等を組成し、具体的な技術研究開発及び製品化のための研究会を行う。

7. 海外展開支援事業

(1) RIT事業（寄附行為第4条第1項第1号）

さいたま市内の中小企業の海外展開を支援するためにJETROのRIT事業

(Regional Industry Tie-Up Program／地域間交流支援事業)により、ドイツバイエルン州の企業やクラスターとの交流やマッチングを実施する。

8. テクニカルブランド認証企業支援事業

(1) オープンイノベーション支援事業 (寄附行為第4条第1項第1号)

① ワールド・カフェ事業

認証企業の技術を核に産学官の知見を集約するオープンな技術開発討議の場としての「ワールド・カフェ」を開催する。

具体的には、a) 子育て世帯、高齢者に優しい電動車、b) 新たな遠隔・在宅用の医療及び介護・リハビリ用機器、という開発テーマで、オープンイノベーションの促進を図る。

② 研究会事業

共同開発新技術による事業化を目指す「研究会」の組成支援を行い、運営をサポートすることで、早期の成果結実を狙う。

(2) 技術開発支援事業 (寄附行為第4条第1項第1号)

さいたま市テクニカルブランド認証企業が行う技術・新製品開発を支援する。研究開発の実行については、財団から企業への委託の形で行うが、研究開発プロジェクト全体の管理については財団が行う。

(3) 経営強化支援事業 (寄附行為第4条第1項第1号)

高度な知見を有する専門家を認証企業に派遣し、技術力を事業に結び付けていくために必要な、経営強化に係る支援を行う。

当年度は特に、新たな事業や市場での製品の普及拡販を狙う中小企業に対して支援を行い、具体的な成果を狙う。

(4) 人材育成支援事業 (寄附行為第4条第1項第4号)

研修会や個別指導を通じ、研究開発能力とマーケティング・事業化能力を融合できる高度な人材育成について、次の2つの研修を実施する。

- ・「チーム・マネジメント研修」(2日間)
- ・「ものづくりエリート養成塾」(全10回程度)

9. 融資事業

(1) 融資事業 (寄附行為第4条第1項第12～14号)

さいたま市が実施する制度融資に伴う受付調査業務を受託し、融資相談から受付まで中小企業者及び創業者の資金ニーズに迅速に対応し、利用者の利便性と地域産業の振興を図る。

① 融資制度の改正

セーフティネット保証1号から6号の認定を受けた市内中小企業者を対象に平成

21年1月に創設した「セーフティネット資金」融資制度について、融資限度額3,000万円を8,000万円、据置期間1年以内を2年以内と要件を緩和していたが、当初の予定どおり平成23年3月31日で緩和措置を終える。

② セーフティネット認定基準の改正

景気対応緊急保証制度が平成23年3月末で終了し、セーフティネット保証5号に切り替わる。制度改正に伴い、84業種が48業種に縮小され、認定基準は直近3ヶ月間の月平均売上高が前年同期比5%以上減少の中小企業に限定される。

③ 融資制度等の推進

(ア) 融資制度の周知及び広報

(イ) 融資の相談及び申込受付

(ウ) 融資枠の照会及び調査

(エ) 中小企業診断士への診断依頼

(オ) 出張相談会の実施

(カ) セーフティネット保証制度に伴う相談・申込受付・認定及びセーフティネット資金の申込受付

10. 勤労者福祉事業

(1) 勤労者福祉に関する調査研究事業（寄附行為第4条第1項第7号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉の事業を実施するため、余暇施設、余暇活動、福利厚生等について調査研究を行う。

- ① 勤労者福祉サービス検討委員会の開催
- ② 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター東日本ブロック会議
- ③ 埼玉県中小勤労者福祉サービスセンター協議会
- ④ 指定都市中小企業福祉共済団体連絡協議会
- ⑤ 全国中小企業勤労者福祉サービスセンター職員研修

(2) 勤労者福祉に関する情報提供事業（寄附行為第4条第1項第9号）

中小企業勤労者の要望に即した勤労者福祉に関する事業の紹介及びセンターで実施する各種事業等について情報を提供する。

- ① センターニュース「ワークジョイさいたま」の発行（6,000部×5回）
- ② インターネット・携帯電話による情報提供

(3) 中小企業勤労者の福利厚生事業（寄附行為第4条第1項第11号）

中小企業勤労者が、豊かで充実した生活を送れるよう各種事業を実施する

① 共済給付事業

入学・結婚・出産などのお祝金や、休業などのお見舞金の給付を行う。

② 生活資金融資あつ旋事業

結婚資金、出産資金、教育資金など不時の出費に対し融資のあつ旋を行う。

③ 健康の維持増進に関する事業

人間ドック・脳ドック受診料の一部補助（限度額6,000円）を行う。

④ 余暇活動援助に関する事業

(ア) 飲食・ショッピング施設等の割引

会員証の提示により会員が割引サービスを受けられるよう提携を行う。

(イ) レジャー施設の割引及び補助事業

レジャー施設の入場券・フリーパス券等の一部補助を行う。

(ウ) 宿泊補助事業

提携している旅行代理店で宿泊を伴う旅行を利用する場合、会員本人に限り年度1回4,000円を補助する。

(エ) 法人会員施設の利用補助事業

法人会員施設を会員が使用する場合に料金の一部補助を行う。

(オ) 各種チケットのあつ旋

・映画鑑賞券・コンサートチケットなどの割引販売を行う。

・コンビニエンスストアとの提携により、チケットを購入した場合の代金を一部補助する。

(カ) レクリエーション事業

潮干狩りバスツアー、映画鑑賞会、収穫体験などを開催する。

(キ) 自己啓発事業

親子で参加できる料理教室などを開催する。

(4) 勤労者福祉に関するその他の事業（寄附行為第4条第1項第14号）

会員の拡大を図るとともに、割引提携やサービスメニューの拡大など会員サービスの向上を図るため各種事業を実施する。

① 会員の拡大事業

(ア) 事業推進員及び職員の営業活動による会員の拡大を推進する。

(イ) 会員からの紹介による会員の拡大を推進する。

(ウ) 各種メディア等を利用したPR事業を行う。

(エ) 窓口でチケットや参加費支払をした場合、支払った金額の2%をポイントサービスし、ポイント数に応じて割引サービスを実施する。

(オ) 加入対象を退職者に限定した「ふろむ会員」制度を継続し、退職による退会の防止を推進する。

(カ) ガイドブックを発行する。

(キ) 中小企業退職金共済制度の周知を図る。

② 割引提携店の拡大

民間の福利厚生サービス「ライフサポート倶楽部」の加入を継続する。

11. 職員厚生事業

(1) 職員厚生事業（寄附行為第4条第1項第14号）

職員の福利厚生の一環として設けている「職員厚生給与金規程」に基づき、職員の納付

金（給料月額の1000分の5）と財団負担金（職員納付金と同額）により、職員の結婚、
出産、入学等の祝い金、見舞金、弔慰金等を支給する。